

B E L S に係る評価料金規程

公益財団法人三重県建設技術センター

B E L Sに係る評価料金規程

目 次

	ページ
第1条（趣旨）	3
第2条（料金）	3
第3条（料金の収納）	3
第4条（料金の支払期日）	3
第5条（料金の返還）	3
附則	
別表	

公益財団法人 三重県建設技術センター

B E L Sに係る評価料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「公益財団法人三重県建設技術センターBELS評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき公益財団法人三重県建設技術センター(以下「センター」という。)が実施するBELSに係る評価料金について、必要な事項を定める。

(料金)

第2条 業務規程第12条によりBELSに係る評価料金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(料金の収納)

第3条 依頼者は、BELSに係る評価料金をセンターに直接納入する。ただし、依頼者の都合により銀行振込によってセンターが指定する銀行口座に納入することができる。

- 2 前項の銀行振込に要する費用は依頼者の負担とする。
- 3 センターと依頼者は、別途協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。
- 4 依頼者は、料金を、支払期日までにセンターに支払わなければならない。

(料金の支払期日)

第4条 料金の支払期日は、依頼日(依頼書がセンターに到達した日)より3日以内とする。ただし、銀行振込等において依頼日以前に支払う場合はこの限りでない。

- 2 依頼者が「料金の収納」の各号に掲げる料金を支払期日までに支払わない場合には、センターは、当該料金の区分に応じ、適合証を交付しない。この場合において、センターが当該適合証を交付しないことによって依頼者に生じた損害については、センターはその賠償の責めに応じないものとする。

(料金の返還)

第5条 収納した料金は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由によりBELSに係る評価が実施できなかった場合には、依頼者に返還する。

(附 則)

この規程は平成28年10月11日より施行する。

この規程は平成30年7月9日より施行する。

別表

B E L Sに係る評価料金規程

(B E L Sに係る評価料金)

B E L Sに係る評価料金の額は、次のとおりとする。

建築物の種類	申請方法	料金（税別）
一戸建ての住宅	単独申請	30,000円
	併願申請	15,000円

- ※1 併願申請とはセンターで設計住宅性能評価、長期優良住宅建築等に係る技術的審査、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査のいずれかの依頼と併願の場合で、同一の計算内容等で合理的に審査できる場合に限る。
- ※2 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。
- ※3 評価書の再発行料金は、1通につき1,000円（税別）
- ※4 B E L Sプレート等の購入料金は、実費相当額とする。